

諫早小学校いじめ防止基本方針

諫早小学校教育指導部 生徒指導班

1. 目指す児童像

- ・いじめは人として卑怯な行為であることが理解できる児童
(自然や生命など崇高さへの理解)
- ・いじめられている、困っている友達を助けることができる児童 (自他の尊重)
- ・友達と仲良く、助け合いながら学校生活をおくれる児童
(協働のためのコミュニケーション能力)

2. いじめ対策に関する組織

① 生活指導委員会 (年間4回の定例会)

本会は、期間中に起こったいじめまたは、それと思われる事案や不登校傾向にある児童の実態を報告し、全教職員でその内容を共通理解し合う会である。

具体的には、

- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
(構成メンバー)

※校長以下、全ての教職員

② いじめ対策委員会 (不定期の会)

本会は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための会である。

具体的には、

- いじめ防止等の取組の実施についての中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割
(構成メンバー)

※校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、該当学年主任及び学級担任

※必要に応じて、スクールカウンセラー、心のケア相談員

【育友会との連携】

- ① 年度はじめの、育友会総会や学級懇談会で「いじめ防止基本方針」を説明する。
- ② 年に2回のいじめアンケート、教育相談の結果を受けて、保護者面談や学級懇談会で説明する。
- ③ 必要に応じて育友会常任理事会 (年間5回) で事案について説明する。

【関係機関との連携】

- ① 教育委員会・市少年センターとの情報交換を密にし、その共有化を図る。
- ② 事案が悪質で生命の危険を感じる場合は対応を議した後、警察にも相談する。
- ③ 必要に応じて、学校支援会議や地域民生委員会との連携を図る。

【児童会】

- ① 12月の人権月間において、各学級でいじめ防止や人権に関わる宣言を行う。
- ② 宣言にとどまらず、児童集会等で、異学年との交流を通して、コミュニケーション能力を高める。

3. いじめ問題への取組

〈いじめの防止について〉

- 校内生活指導委員会における確実な共通理解
- 校内研修の充実
- 人権月間での人権学習
- 授業参観での「生命尊重」をテーマにした道徳の公開
- 学年、学級経営・学級活動の充実
- 人権集会での人権意識の高揚
- 学級懇談会・講演会などでいじめ問題への基本的な考え方の理解

〈いじめの早期発見について〉

- 児童理解支援シートを活用した、生活指導委員会・同学年会の充実
- 学年、学級経営を活かした学級活動での児童理解
- スクールカウンセラーや心のケア相談員の活用・少年センターとの連携
- アンケート調査 (6月、11月)・教育相談 (6月、11月) の分析と活用
- 学級懇談会・講演会などを通じた、いじめ問題への基本的な考え方の啓発

〈いじめに対する措置について〉

- いじめ対策委員会または、生活指導委員会での事案の確実な共通理解
- 行った児童に対する毅然とした態度での指導と、受けた児童の安全確保と丁寧な聞き取り
- 早い段階からの的確な指導と関わり
 - ①まず、いじめられた児童から事実関係を聞き取る
 - ②その後、複数の教員で関係した児童から聞き取る
- 保護者への迅速かつ正確な事実報告と、協力した対応
- いじめが収束したと思われた後の継続した観察と面談

〈重大事態発生時の対処について〉

この場合の、重大事態とは以下のことにあてはまる事案のことである。

- ①児童に生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという連絡があった場合

- 重大事態発生後、直ちに教育委員会へ報告
- 教育委員会の指導・支援のもと、いじめ対策委員会を中心に対応を検討
- 調査・指導（加害、被害児童及び保護者への聞き取りは複数職員で行う）
- 外部機関との連絡・調整については、いじめ対策委員会の長である校長とするが、保護者等との連携については、教頭・担任も行う。
- 必要に応じて保護者説明会の開催も検討
- 調査・指導については、定期的に教育委員会へ報告
- 事態の収束に至った場合は、教育委員会へ最終報告

4. 本校のいじめ防止に関わる重点的な取組

〈諫早小学校の重点的な取組〉

- 道徳教育、人権学習、体験活動に力を入れ、思い合い・支え合いの心、友達とのコミュニケーション力の育成（道徳班との連携）
- 「児童アンケート（6月・11月）→教育相談（6月・11月）→保護者面談」この一連の流れをいかした、積極的ないじめの早期発見と保護者への連絡
- 「児童理解支援シート」の積極的な活用と確実な引き継ぎ

5. 年間計画

4月	職員間での基本方針の共通理解と育友会総会、懇談会での保護者への説明	※定期的に生徒指導委員会を開き、職員間の共通理解を確実に図る。
5月	いじめ対策委員会（顔合わせと・児童理解支援シートによる気になる児童の共通理解）	
6月	児童アンケート① 教育相談①	
7月	心を見つめる教育週間（道徳授業公開） 保護者面談（希望者）	※人権月間では、人権集会における宣言だけにとどまらず、縦割り活動をいかした、異学年とのコミュニケーションの場を作る。
8月		
9月		
10月		
11月	児童アンケート② 教育相談②	※政府広報、県からの通知・通達などを活用し、保護者への啓発を行う。
12月	人権月間での取組	
1月	保護者面談（希望者）	
2月	いじめ対策委員会（本年度のふり返りと次年度へ向けて）	
3月	児童理解支援シートの引き継ぎ	